

# 令和5年8月泉南市農業委員会定例会

令和5年8月7日 午後1時30分  
市役所別館 1階 会議室1・2

## ・出席委員

(農業委員)

山下 博	岩本 和夫	奥田 清
宮内 栄作	杉野 榮一	東 和宏
伊藤 喜久	池上 安夫	森谷 豊
南 直樹	上野 寛治	立道 智恵

(推進委員)

松本 一美	西浦 賢二	宮下 明
向井 彰一	戎野 繁	大佐 博

## ・欠席委員

(農業委員) 山本 芳男 湊 聡美

事務局 それでは定刻になりましたので、ただ今より令和5年8月泉南市農業委員会定例会を開催いたします。本日の委員の出席の状況ですが、山本委員、湊委員より欠席の届出が出ております。伊藤委員につきましては遅刻の届出が出ております。出席委員については現在14名中11名出席で、過半数以上出席しておりますので、会議は滞りなく成立いたします。推進委員については、本日の出席は6名全員出席となっております。

それでは、泉南市農業委員会会議規則により総会の議長は会長が務める事となっております。会長よろしく申し上げます。

会長 皆さん、こんにちは。大変お忙し中、また暑い中、泉南市農業委員会8月定例会にお集まりいただきありがとうございます。

明日は二十四節季では立秋という事ですが、まったく涼しくないという状況です。農作業される際は水分を十分とって、熱中症にならないよう注意をお願いします。

今回は新しいメンバーでの初めての定例会です。新しい委員さんにとっては色々わからない事が出てくるかと思しますので、遠慮なさらずに

会 長 何でも質問してください。事務局が丁寧にお答えしますので、よろしく  
お願いいたします。本日は議案が3件、報告案件が2件でございます。

事 務 局 では先に事務局の職員の紹介をさせていただきます。

#### 職員2名紹介

会 長 それではこれより議事に入ります。  
まず議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を行います。  
泉南市農業委員会に関する規程第15条第2項に規定する議事録署名  
委員ですが、私の方でご指名させていただいて異議ありませんか。

#### 異議なしの声

会 長 ありがとうございます。それでは議事録署名委員は、2番 岩本委員、  
3番 奥田委員をお願いいたします。  
以上で議事録署名委員の指名を終わります。

会 長 それでは、令和5年議案第22号「農地法第3条の規定による許可申  
請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 令和5年議案第22号1件について朗読する。議案第22号につつま  
して、地区の農業委員と現地確認を行っておりますので報告してい  
たきます。〇〇委員よろしくお願ひします。

〇〇委員 報告させていただきます。現地確認に行つてまいりました。ネギを収  
穫した後に、草が生えていたのを草刈りして、今のところ綺麗にしてい  
るので問題ないかと思ひます。

事 務 局 ありがとうございます。事務局の方から議案第22号について補足説  
明させていただきます。譲受人については、5月、6月の定例会でも  
当該地の隣接地を所有権移転提案し、ご承認をいただいたております。  
今回の所有権移転に伴い、更に拡大した一団の農地となり、この地区  
の営農計画の一角となる予定です。以上です。

会 長 ありがとうございます。

会 長           それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局ならびに地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長           譲渡人の年齢はまだ若いのですか。農業はしていないのですか。

〇〇委員       50代です。もともと農業はしていないサラリーマンです。先日亡くなった父親もサラリーマンでした。

会 長           これからは兼業農家が戦力なんですが。他にも農地をたくさん所有しているのですか。

〇〇委員       他にも何枚か所有しているようですが、作ってもらっているようです。

会 長           譲受人の経営面積が6町5反となっておりますが、全部を誰かに作ってもらっているのですか。

事 務 局       譲受人は(株)〇〇代表の奥様です。(株)〇〇に出入りしているネギ農家に営農してもらっています。個人ではなく会社で農地を購入していただくように話をしています。農業法人であれば農地を購入することは可能ですので。

会 長           他に意見はございませんか。  
それでは質疑がないようですので、議案第22号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長           それではお諮りいたします。議案第22号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙

会 長           ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第22号は原案のとおり許可することといたします。

会 長           続きまして、令和5年議案第23号「農業経営基盤強化促進法第18

会 長 条規定による農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたしません。事務局の説明を求めます。

事 務 局 令和5年議案第23号4件について朗読する。議案第23号につきまして、各地区の農業委員と現地確認を行っておりますので報告していただきます。No. 1、No. 4につきましては〇〇委員よろしくお願ひします。

〇〇委員 No. 1につきましては、貸手は元推進委員をされていた方で、現在は娘さんが相続をされています。借手は①～③番まで青ネギを現在栽培されています。④番⑤番については青ネギを栽培する為だと思っておりますが、ガス抜きをする為のビニールをそばに置いてありますので、もうすぐ鋤いて、ガス抜きをするのだと思います。

No. 4につきましては、今のところ休耕で遊ばせていますが、秋から鋤いて野菜を作るかと思ひます。

事 務 局 ありがとうございます。続きまして、No. 2につきましては、〇〇委員よろしくお願ひします。

〇〇委員 先日、事務局の方と現地確認してまいりました。現状はイチゴ栽培をすべくハウスで殺菌の段取りをしていました。ハウスのある場所以外も草刈りをして管理をされておりました。

事 務 局 ありがとうございます。続きまして、No. 3につきましては、〇〇委員よろしくお願ひします。

〇〇委員 ②番はハウスの後です。地主の方が亡くなってから草がボウボウです。①番も半分くらいは草を刈ってもらっているのですが、それ以外には草が生えています。

事 務 局 ありがとうございます。事務局の方から議案第23号について補足説明させていただきます。

No. 1につきましては、3年間の契約期間が終了し、引き続き5年間の使用貸借権の再設定を行うものです。

No. 2につきましては、貸し手は農地中間管理機構（みどり公社）を通じて貸し手から9筆借りていたのですが、本人の意向により、貸

事務局 借農地を3筆のみに縮小し、引き続き3年間の使用貸借を行うものです。

No. 3につきましては、3年前に利用権設定をしていたのですが、借り手が体調不良で耕作ができない為、利用権設定を解除いたしました。今回、耕作する方が見つかり、新たに3年間の使用貸借を行うものです。

No. 4につきましては、耕作者の意向による経営縮小に伴い、はとこ(いとこの子)に3年間の使用貸借を行うものです。

事務局 新しい委員さんにとっては初めてで、議案についてよくわからない状態かと思います。今後は事務局と一緒に現場確認に行ってください、状況を確認していただきます。その後、定例会にて報告していただきます。耕作をやっている、あるいはやっていないなど状況を報告していただければ結構です。No. 3の案件に関しては、耕作が出来なくなり、遊休農地になっていた為、今回、利用権設定をして耕作を開始するという事です。ですので、気にせず現状を報告してください。

会長 ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局ならびに各地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 No. 2の借手につきましては、この周辺をたくさん借りていたのですか。それを限定して3筆にするという事ですね。

事務局 はい、そうです。

ちなみに、貸借につきましては、農地法3条、いわゆる小作によるものと、利用集積計画によるものがあります。現在は利用集積計画によるものが主流となっております。委員さんの中にも利用集積計画を利用して貸借をされている方もいらっしゃいます。

会長 No. 4についてですが、3反ほどの農地を借りるということですが、農業をするのは初めての方ですよ。

事務局 家の手伝いはされていたようです。30歳くらいの方です。

会長 よろしいですか。他に質問ございませんか。

会 長            それでは質疑がないようですので、議案第23号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長            それではお諮りいたします。議案第23号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙

会 長            ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第23号は原案のとおり決定することといたします。

会 長            続きまして、令和5年議案第24号「泉南市農業経営基盤強化促進基本構想の一部改定について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局            令和5年議案第24号について朗読する。本件について、所管の産業振興課農林水産係から内容説明をさせていただきます。

産業振興課農林水産係より説明

会 長            わかりましたか。もう少しわかりやすく何が変わったか説明をお願いします。我々にとって何が大事なポイントかをお願いします。

事 務 局            この度法改正がございました。法改正に伴いまして、来年から地域計画推進事業というものが始まります。この2年の内に地域計画を作成しなければなりません。現在は先ほど議案23号でもありましたように、市が仲介し、農地利用集積計画を利用して貸借の契約を締結しておりますが、法律の改正によりまして、今後はみどり公社を介してでないと貸借が出来なくなります。これまでも中間管理機構を介しての貸借もありました。3種類の貸借方法がありました。1つ目は3条による小作権の付く貸借、2つ目は農業経営基盤強化促進法18条による農地利用集積計画を利用した貸借、3つ目は中間管理機構(みどり公社)を通しての貸借です。法改正で2つ目の貸借が無くなり、2種類でしか貸借が出来なくなります。

〇〇委員 以前からそういった貸借はありましたが、どこも通さなくても貸借は出来ていたんじゃないですか。

事務局 それは闇小作ですね。闇小作は正規の手続きをしてもらわないといけません。

〇〇委員 では、みどり公社を通せば貸借は出来るという事ですね。

事務局 出来ますが、手続きは今までより煩雑になり、時間もかかるかと思えます。

〇〇委員 現在、利用集積計画による貸借をしている農地の再設定に関しても今後は必ず、みどり公社を介してでないと継続は認めないという事ですか。

事務局 そうです。

〇〇委員 今までは再設定の場合は、定例会で審議し、許可され継続となっていました。みどり公社を通した場合、いつから具体的にどうなるのですか。

事務局 今は猶予期間ですので市を介しての貸借で契約していますが、2年後までにやっついていかないとはいけません。2年後に契約期間が終了するものについてはみどり公社を介しての貸借となります。

〇〇委員 書類の手続きが煩雑になるだけであれば、現実的に契約する数は減るかもしれませんね。

〇〇委員 みどり公社とはどこにあるんですか。

事務局 大阪府の府庁の近くです。大阪府の外郭団体です。

〇〇委員 大阪府は地域の事を理解しているのでしょうか。

〇〇委員 農業者にとってどんなメリットがあるのでしょうか。補助金が出るとか、そういった何かメリットが有るからみどり公社を通さなければならぬのであれば理解できますが。

事務局 特にないです。

事務局 中間管理機構の話は法律の改正の話です。今回の議題は、泉南市農業経営基盤強化促進基本構想の一部改正についてです。法律の改正に伴う基本構想の改正になりますので、一度、資料をよく読んでいただきたいと思います。もう一度、所管より基本構想の一部改正についてもう少し詳しく説明してください。

会長 理解できていないので、この状態で採決をとっても意味がないですね。

農林水産係 資料の13ページの地域計画推進事業に関する事項が法改正に伴い追加されています。こちらが一番重要です。

地域計画の推進という事で、今年度、来年度で、地域で話し合いをし、5年後、10年後を見据えた上で、遊休農地や担い手のいない農地等、自分たちの農地を今後どうしていくのかを考えていただきます。そして、例えば、この農地をAさんに耕作してもらおう、この農地は別のものに使っていこうとかいう計画を基にして目標の地図を作成していかなければなりません。そうった事が書かれています。地域計画推進事業に関する事項が新たに追加されたことによって一部改正されています。

〇〇委員 集積箇所を地形図へのとりまとめは誰がするのですか。

事務局 事務局で素案は作成します。その後、地域で話し合いをしていただき、最終的な目標地図を作成します。地番図で作成し、遊休農地等の色分けをし、現状と、5年後、10年後の目標地図を作成していきます。2年以内に目標地図を作成した上でないと、中間管理機構を通した貸借はできませんというのが国の方針です。それ以外は、3条の小作権のつく貸借しかできません。遊休農地と担い手のいない農地については地域の方が一番よくご存じかと思いますので、地域で今後どうしていくのかを考えていただきたいと思います。

事務局 あと、デメリットについてもお話させていただきます。地域計画を策定しますと、転用は難しいです。つまり、目標地図に農業する農地として色分けしてしまうとその農地は転用出来なくなります。地域計画を進めるのであれば、農用地はもともと転用が出来ませんので、農用地のある地域にやっていただいた方が良いかと思います。地域でいいますと、

事務局 ○地区、○地区、○地区、○地区、○地区、○地区のおよそ6地区です。

○○委員 農用地で、補助事業で補助をもらって耕地整備をして10年経っている農地も農用地のままですか。自由にさせてもらえないのですか。

事務局 見直しはできますが、農用地なので、自由にはさせてもらえません。農業委員会は、農地を守って行きましょうという立場です。

○○委員 農地を守ったところで担い手がなかったらどうにもならないですよ。草だらけになるだけでしょ。農地を違う面でも生かせるように考えていく方が良くないですか。

事務局 その為の地域計画ではあるのですが、縛りも出てきます。ですので、地域で集まって、どうしていくのか話し合ってもらう事になります。農地台帳システムを利用すれば、所有者や年齢等の情報がわかりますので、年齢で色分けした地図データを基に地域で話し合いをしていただきたいと思っています。

○○委員 みどり公社に来てもらって説明してもらわないと理解が難しいですね。

会長 今回の議案については、すぐには理解が難しいかと思いますが、議案第24号に賛成の方は挙手をお願いします。

反対多数

会長 議案第24号については反対多数でございます。  
色々な意見が出たのですが、結論は出ないという事で継続審議という事でよろしいでしょうか。

異議なし

会長 議案第24号については継続審議という事にいたします。

会長 次に、報告事項に入ります。令和5年報告第16号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出の確認について」を、議題といたします。  
事務局より報告事項の説明をお願いします。

- 事務局 令和5年報告第16号3件について朗読する。報告第16号につきまして、事務局より補足説明させていただきます。
- No. 1、No. 2の届出地につきましては、届出書が提出されましたが、まだ何も動きはございません。No. 3の届出地につきましては、現況は宅地として利用されており、始末書を添付のうえ届出されました。
- 会長 ありがとうございます。
- それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。
- 会長 よろしいですか。特に質問がないようですので、以上で報告第16号を終了します。
- 会長 続きまして、令和5年報告第17号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。
- 事務局 令和5年報告第17号1件について朗読する。報告第17号につきまして事務局より状況を報告させていただきます。
- 5月の定例会で報告させていただきましたが、当該農地については事前に事務局が農地を確認したところ、耕作していないと判断しました。そのため税務署と協議し、証明書の発行を保留しておりましたが、先月ようやく除草を行い、耕作できることを確認し、対象者には今後このようなことが無いように指導を行ったうえで、証明書を発行いたしました。
- 会長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。
- 会長 よろしいですか。何かご質問、ご意見ございませんか。
- 特に発言がないようですので、以上で報告第17号を終了します。
- 会長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。ありがとうございます。

職務代理

どうも長時間ご審議ありがとうございました。これもちまして8月定例会を終了させていただきます。どうも長時間ありがとうございました。次回の定例会につきましては、9月6日（水）場所は、市役所別館1階 会議室1・2です。どうも長時間ありがとうございました。

午後2時29分 終了

この会議の正確を証する為、下記のとおり署名する。

令和5年6月泉南市農業委員会定例会議

令和 年 月 日

署名人 \_\_\_\_\_

署名人 \_\_\_\_\_